

《自立支援医療(精神通院医療)制度について》

自立支援医療（精神通院医療）の申請により、精神科医療機関への通院治療にかかる費用は、原則 1 割負担（申請時に指定した医療機関や薬局等でのみ有効）となります。

また、所得状況により各月の負担上限額が定められます。

❖有効期限 1 年間

継続申請は、有効期限の 3 ヶ月前から申請できます。

❖必要書類

① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

② 自立支援医療費（精神通院）診断書（再認定の方は 2 年に 1 度提出してください。ただし、前回申請時から治療方針が変更された場合は、診断書の提出が必要となります）

※精神障害者保健福祉手帳と同時申請（診断書による申請）の場合は、②が「精神障害者保健福祉手帳交付申請書」になり、写真（縦 4cm×横 3cm）1 枚が必要です。

③ 所得区分に関するチェックシート

④ 紙の健康保険証の写し、もしくは、それに替わるもの（下記参照）

○紙の健康保険証の写しの場合

（国保）本人＋本人と同一世帯の国保加入者分
（後期高齢者医療制度）本人＋本人と同一世帯の後期高齢者医療保険加入者分
（社会保険）本人分

○それに替わるものの場合

【資格確認書の写し】

（国保）本人＋本人と同一世帯の国保加入者分
（後期高齢者医療）本人＋本人と同一世帯の後期高齢者医療保険加入者分
（社会保険）本人分

【資格情報のお知らせの写し】

（国保）本人＋本人と同一世帯の国保加入者分
（後期高齢者医療制度）本人＋本人と同一世帯の後期高齢者医療保険加入者分
（社会保険）本人＋被資格者（組合員）の分
※本人が被資格者の場合は本人分のみ

【マイナポータル画面を提示又は写しの提出を行う場合】

（国保）本人＋本人と同一世帯の国保加入者分
（後期高齢者医療）本人＋本人と同一世帯の後期高齢者医療保険加入者分
（社会保険）マイナポータル画面の提示の場合：本人分
PDF 保存画面の提示又は写しの提出の場合：本人＋被資格者（組合員）の分
※本人が被資格者の場合は本人分のみ

⑤ 「世帯」の所得状況が確認できる書類（市民税所得割を確認できる書類）

※調査同意書の提出により、省略できます。

⑥ 年金振込通知書や年金が振り込まれている口座の通帳の写しなどの年金受給額を証明する書類（障害年金や遺族年金などを受給している場合のみ必要です。）

⑦ 委任状の写し

⑧ 調査同意書

⑨ 継続申請の場合は既発行の受給者証の写し

⑩ 個人番号を確認できる書類

1. マイナンバーカード
2. 通知カード＋公的機関発行の身分証明書（写真付き）1 点
3. 通知カード＋紙の健康保険証、年金証書など 2 点

❖申請窓口 富山市保健所、各保健福祉センター

富山市保健所保健予防課	〒939-8588 富山市蛸川 459-1	☎076-428-1152
中央保健福祉センター	〒930-0065 富山市星井町 2-7-30	☎076-422-1172
北保健福祉センター	〒931-8353 富山市岩瀬文化町 23-2	☎076-426-0050
大沢野保健福祉センター	〒939-2293 富山市高内 365	☎076-467-5812
大山保健福祉センター	〒930-1392 富山市上滝 567	☎076-483-1727
八尾保健福祉センター	〒939-2398 富山市八尾町福島 200	☎076-455-2474
西保健福祉センター	〒939-2603 富山市婦中町羽根 1105-7	☎076-469-0770

❖受給者証の交付

窓口で受理した申請書は、富山県心の健康センターで審査を行い、認定された方には「自立支援医療受給者証（精神通院）」が交付されます。受給者証は医療機関での受け取りになります。

※ 氏名、住所、保険証、医療機関等に変更があった場合は、変更手続きが必要となります。

詳細は富山市ホームページ（ページ番号：1004021）をご確認ください。

【 お問い合わせ：富山市保健所保健予防課 Tel 428-1152 】

令和6年12月発行